

R7地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	西つつじヶ丘	<p>亀岡市管理の擁壁の調査と対策について</p> <p>・美山台1丁目年谷川沿いコンクリート擁壁の亀裂について、令和6年度調査の結果を踏まえた今後の対応計画を教えてください。</p>	<p>当該箇所については、令和6年度、国交省の道路土工構造物点検要領に基づき、点検及び調査を実施しました。今回の調査では、過年度から定期的に計測している打ち継ぎ目のズレに変化は見られず、また、擁壁上部の石積擁壁についても特に変状は見られないことから、擁壁は安定しているという評価となり、健全度Ⅱ（経過観察段階）の結果となりました。今後については、打ち継ぎ目にズレが生じていることから、擁壁上部、下部で定期的に計測及び監視を行い、進捗が確認された場合には、補強工事等を検討してまいります。</p> <p>※健全度Ⅱ：4段階ある健全度の上から2番目である経過観察段階</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
	西つつじヶ丘	<p>亀岡市管理の擁壁の調査と対策について</p> <p>・霧島台2丁目1（プロパンガス倉庫北側）並びに美山台1丁目3-19北側付近の擁壁上部に法面の膨らみと陥没が見られますが、本年度の調査予定と計画について教えてください。</p>	<p>霧島台2丁目及び美山台1丁目にまたがる市有地法面の安全性調査につきましては、専門業者への調査の委託に向けて、発注の準備を進めているところであり、調査の結果が出次第、自治会の皆様へ報告ができるよう考えております。調査をもとに、補強等が必要な場合は、自治会の皆様と協議のうえ、改修等の対応を検討しますので、よろしく願いいたします。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】</p> <p>美山台1丁目の年谷川沿いの劣化の件ですが、2点確認したいです。</p> <p>1. 補修実施時期について、現状時期が明確ではないのですが、実施時期の目安等があれば、教えてください。</p> <p>2. 補修までの間の簡易的な調査や注意喚起などの設置等、他の対策を考えているのか、教えてください。</p>	<p>1. 補修の実施時期については、定期的な経過観察を行い、悪い方向に進行していることが確認されたら補強工事を行いたいと考えておりますので、時期については、現状未定となっております。</p> <p>2. 道路からは見えない部分の擁壁の開きであるため、道路上に看板等の設置は考えておりません。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】</p> <p>擁壁には、打ち継ぎにエラストイトが使用されていると思いますが、打ち継ぎ間に入っているエラストイトが離れている箇所があります。このエラストイトについては、懸念点として考慮されているのでしょうか？</p>	<p>打ち継ぎ間に入っているエラストイトが離れている箇所ですが、エラストイトが入っていることにより、圧縮方向に力が加わって、擁壁を破壊する恐れがあるため、開いておいた方がいいと思われます。また、擁壁の安定計算は、倒れる方向で計算されており、その変異も観測しておりますので、この開きについては、特に大きな問題ではないと考えております。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】</p> <p>定期的に検査をされるとのことですが、定期的とは、どれぐらいの間隔で行うのでしょうか？</p>	<p>道路のパトロールは1ヶ月に1回、2か月に1回程度は、擁壁の開きを観測している。擁壁に変異が発生したら、間隔を短くしようと考えております。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

R7地域こん談会まとめ

2	西つつじヶ丘	亀岡市管理の高木の枯木・倒木危険性への調査と対応 ・大山台2丁目1-1付近(市道に面する擁壁上の法面)の桜の枯枝について、令和6年度に一度剪定処理されたが、以前剪定措置が未実施の高木があり落木の危険性が残っているので、調査対応と計画を伺いたいです。	令和6年度中に、専門業者と現場立会の上で、倒木や折れ枝が道路に落下する危険性が特に高いという調査結果であった桜の木1本については、早急に剪定等の対応を行いました。未実施である残りの高木につきましても、先月30日に自治会長・市・専門業者の3者で現場立会を実施し、状況確認を行いました。今後の予定は、専門業者により枯枝を8月中に除去し、剪定等については必要に応じて樹木に悪影響が出にくい秋以降に行う方向で計画しています。	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
	西つつじヶ丘	亀岡市管理の高木の枯木・倒木危険性への調査と対応 ・霧島台2丁目1付近(旧給水塔進入路の法面)の桜が枝枯れしており、車両通行に危険があるので、調査対応と計画を伺いたいです。	霧島台2丁目1付近(旧給水塔進入路の法面)の桜につきましても状況確認を実施し、枝枯れを確認しましたので今年度に剪定等を実施したいと考えております。剪定等を行う際には、自治会の皆様に日時等をご報告のうえ、作業を行いますので、よろしく願いたします。	まちづくり推進部長	①実施	令和7年8月実施済みです。
		【質問等】 枯木・枯枝により、ソメヨシノを切ってしまうこともあります。景観として残すという考えもあると思います。この点、公式の考え等はあるのでしょうか？	虫などの被害等が見受けられない場合、樹齢を迎えていてもすぐに伐採するとは考えていないが、倒木の可能性がある場合には、伐採等の手段も考えています。	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 桜は、枝を切ってしまうと、そこから枯れてしまうということもあると思いますので、桜のことをよくご存じの桜守の人達と連携するような考えはあるのでしょうか？	切っても措置をしっかりとすれば、問題ないと考えております。もし、地元の皆さんで対応ができないことがあれば、こちらで剪定も含めて考えさせていただきます。	市長 (まちづくり推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
3	西つつじヶ丘	亀岡市以外が所有する区画(民地)の高木の枯木・倒木危険性への調査と対応 これまで区画所有者の変動や特定について調査への協力をしてもらったが、所有者による適切な管理措置がされず放置されている。直下には交通量の多い市道や歩道(通学路)があり倒木危険性も大きいことから、交通安全管理の上で美山台1丁目3(市道中矢田篠線の擁壁上部の民地法面)枯木・倒木のリスク評価(倒木危険性の調査)と対策の検討を伺いたいです。	日頭で土地所有者からの同意がとれているため、市による剪定を行います。根元から切るのではなく、安全にその木が存続できるような形の剪定を行います。 また、この剪定は対応方針を検討したうえで、実施することになります。自前で剪定することができるのであれば、9月ぐらいまでに対応したいと考えております。予算を伴う場合は、最短10月頃に対応したいと考えております。	市長 (まちづくり推進部長)	①実施	8月6日に剪定を実施しました。
4	西つつじヶ丘	工砂災害警戒区域の落石や高木の枯木・倒木危険性への調査と対策 これまで区画所有者の変動や特定について調査へのご協力をしてもらい、落石防止柵も一定設置してもらっているが、依然として所有者による適切な管理措置がされずリスクが増している。(自然災害の規模が想定を超えて大きくなっている状況もあり)直下に住宅区画と市道があり落石や倒木が発生することによる被害甚大化が想定されることから、交通安全管理と住民の安全確保の上で美山台2丁目(東側市道をはさんで美山台1丁目向い斜面)の擁壁上部の山林からの落石・倒木のリスク評価(落石・倒木危険性の調査)と対策の検討を伺いたいです。	当該箇所につきましては、個人所有地であるため、所有者に適切な管理を依頼すると共に、道路管理者としましても単管バリケードの設置等、安全対策を行ってきたところであります。 現状では落石等も見受けられない状況ではありますが、今後も経過観察する中で通行の安全に支障が生じる恐れがある場合は、所有者に対して適正な管理を依頼するようにし、それが無理な場合は、市での緊急に追加の安全対策を実施したいと考えております。	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
	西つつじヶ丘	【質問等】 現場を知ったうえで、対応を決めて頂きたいので、部長自ら現地確認をお願いしたいです。可能であれば、市による応急処置をお願いしたいです。	早急に現地確認します。処置については、現地に重機を入れるとしても、所有者の了承が必要となりますので、所有者への確認を行います。	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。

R7地域こん談会まとめ

5	西つつじヶ丘	<p>街路樹の管理について</p> <p>令和5年度に自治会内街路樹の枯木・倒木リスクについて自治会自主防災会で診断点検を行い、亀岡市による検証も経て順次伐採処分と整備してもらっているが、本年度の対応計画と植構樹の管理方針について教えてください。</p>	<p>昨年度につきましては、小学校周辺の危険な樹木を優先的に伐採を進めました。本年度につきましても、倒木の恐れのある樹木を優先的に伐木する考えであり、過年度に伐木して切り株のみとなっている植樹樹についても、有効幅員が2m未満の歩道については、原則、植樹樹を撤去しアスファルト舗装とする方向で、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【参考】 切り株のみの植樹樹 N=145ヶ所(R5年度末時点) 切り株のみの植樹樹 N=135ヶ所(R6年度末時点)</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】 街路樹の整備が進んでいる場所と進んでいない場所が混在しているのが、今後の見通しを知りたい。また、再植栽されるといった意見がありますので、対象となる地域のリストや優先順位を自治会を通して共有頂けるような仕組みを検討して頂けないでしょうか？</p>	<p>危険木に関しては、自治会から頂いた資料と毎年剪定している緑花協会の方が、危険木というふうに判断した資料がありますので、そちらを近いうちに共有したいと考えております。</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】 植樹升の撤去は、有効幅員が2m以上であるかどうかで決めると伺いましたが、2m以上であれば、再植栽を考えるとということでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>植樹升の間隔が概ね7mくらいですが、この間隔が狭い場合、景観とのバランスを考え、有効幅員が2m以上ある場所についても、植樹升を埋め、有効幅員を広げる対応も考えております。これについては、随時、状況を報告して、確認しながら進めたいと思います。</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】 街路樹により、アスファルトの歩道がでこぼこしている状態です。この歩道のでこぼこですが、安全かどうかの基準等や点検の仕方があれば、教えてください。</p>	<p>確認します。</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		<p>【質問等】 切り株を根こそぎ切るための根切り機をレンタルすることは可能でしょうか。</p>	<p>亀岡市としては、その機械を採用したことはなく、手で掘り起こす対応を行っております。ご提案頂いた機器は、効率が良いと考えられますので、検討したいと思います。</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
			<p>歩道部分の根は、取れないので、その機器だけで対応しきれるとは、限らないと考えられる。よって、現場の状況を見ながら、適宜考えて行きたいと考えております。</p>	市長 (まちづくり推進部長)	③検討	こん談会時の回答のとおりです。

R7地域こん談会まとめ

6	西つづけ丘	<p>亀岡市管理の法面・緑地(空地)の除草清掃について自治会内の各町内会では公園や緑地(空地)について一斉清掃を年2回(恒例として5月と10月)実施しているが、亀岡市が管理する法面や緑地(空地)についても住民作業による除草清掃と美化協力してきました。一方、会員の高齢化が進む中で除草器具(除草刈り払い機)の操作不安全や傾斜法面での作業危険性など負担とリスクが増えていることもあり、年谷川沿いの緑地、霧島台2丁目4の三角緑地、大山台1丁目14の緑地、雲仙台1丁目1付近の法面(五月台1丁目向い側)について、一斉清掃の時期に合わせて、亀岡市による定期的な除草管理をしてもらうよう要望します。</p>	<p>西つづけ丘自治会の皆様方には、地域の除草・清掃といった美化活動を積極的にお世話になっておりますことに改めて感謝申し上げます。亀岡市が管理する敷地につきましては、入札等の手順を経て委託業者を決定していることから、1回目の一斉清掃時には、スケジュール上間に合わない状況ではありますが、2回目の実施時期については、自治会の皆様と協議の上、同時期に実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、高齢化が進む中、道路や河川等の美化活動の実施が難しいという実情につきましては、他の自治会からも同様の状況をお聞きしており、市全体の課題であると認識しております。しかしながら、現在のところはどの地域においても同様にお世話になっておりますので、引き続き可能な範囲でご協力をお願いいたします。法面が急勾配であるような危険箇所については、ご相談いただければ市で対応することも検討していきたいと考えております。</p>	まちづくり推進部長	①実施 ③検討	①2回目の一斉清掃前に除草・清掃を実施済みです。 ③こん談会時の回答のとおりです。
	西つづけ丘	<p>【質問等】 年谷川沿いの緑地ですが、毎月第一日曜日に集まって、清掃活動をしている。現状、毎年2回お世話になっておりますが、毎年4回、市で清掃活動をお願いできないでしょうか？</p>	<p>今年は、2回、清掃活動を発注させて頂いております。もし、追加でもう1回必要な時は、市直営で対応させて頂きます。</p>	まちづくり推進部長	①実施	2回目の自治会の皆様による一斉清掃前に除草・清掃を実施済みです。
			<p>基本的には、全町同じ対応となりますので、西つづけ丘だけ、実施するというわけにはいかないので、そこについては、ご理解頂きたいです。</p>	市長 (まちづくり推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
	西つづけ丘	<p>【質問等】 雲仙台1丁目の法面ですが、一斉清掃のとき、清掃をしているのですが、一斉清掃ということもあり、草刈り機等を使用すると危ないため、使えず、人力作業となっている。市側の対応は、いつ清掃してくれるのか?という質問を受けることもあります。</p> <p>また、いろいろなお話をお聞きしましたが、事後対応に見えることが多く、予防的な対応も考えて頂きたいです。</p>	<p>法面については、地元で了解を得られるのであれば、市側で草が生えないように、整備したうえで、防草シートを張り、なるべく草が生えないようにすることもできます。</p> <p>市としても、予防的なことはやっていかなければならないとは考えているものの、土地の所有が一番の問題となっている。民間所有のものに対して、行政が直接対応できるのかといえば、できないので、所有者に確認を取った上でしか対応ができない。また同様の問題は各地域にあるため、すべてに対応することが難しい状況ですので、なるべく地元で見て頂き、危ないと思ったときには市に連絡を頂けたら、我々もそれに対して、対策をとっていこうと考えておりますので、ご理解頂きたいです。</p>	市長 (まちづくり推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。